

## 第2編 災害予防

### 第1章 防災協働社会の形成推進

#### ■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から町民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

#### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成推進	町	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	町	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献
	町、商工団体等	2(1) 事業継続計画の策定促進 2(2) 相談体制の整備

#### 第1節 防災協働社会の形成推進

##### 1 町における措置

###### (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

「新しい公」という考え方を踏まえ、町民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や町民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

## 2 町民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) 災害は、いつでもどこでも起こり得るとの認識の下、災害による人的・経済的被害を軽減するための備えをより一層充実させ、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

(3) 災害時には、初期消火の実施、近隣負傷者・避難行動要支援者の支援、緊急避難場所や避難所における率先した活動、町等が行う防災活動への協力等、防災への寄与に努めなければならない。

## 3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として南知多町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

### 1 町における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

「自主防災組織設置推進要綱」(昭和49年愛知県防災会議決定)に基づき、町民、施設、事業所等による自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。

なお、自主防災組織の設置・育成に当たっては、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

町は、行政、町民、自主防災組織等では対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮できるようにするため、ボランティアと被災地による支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。このため、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を図ることが重要である。そのため、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導

自主防災組織が、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど、必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 情報の収集・伝達体制の確立

イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施

ウ 火気使用設備器具等の点検

エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

ア 初期消火の実施

イ 地域内の被害状況等の情報の収集

ウ 救出・救護の実施及び協力

エ 町民に対する避難命令等の伝達

オ 集団避難の実施

カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

〈自主防災組織の設置状況〉

(令和5年4月1日現在)

	組 織 名	発 足 年 月	組織地区 の人口	組織地区 の世帯数	備 考
1	内福寺区自主防災会	平成24年5月	168人	74世帯	
2	楠区自主防災会	平成18年6月	73人	31世帯	
3	名切区自主防災会	平成25年4月	109人	45世帯	
4	利屋区自主防災会	平成24年4月	230人	102世帯	
5	東端区自主防災会	平成21年4月	540人	235世帯	
6	西端区自主防災会	平成19年8月	230人	115世帯	
7	中之郷区自主防災会	平成18年5月	764人	335世帯	
8	北脇区自主防災会	平成25年4月	439人	175世帯	
9	馬場区自主防災会	平成24年4月	311人	139世帯	
10	岡部区自主防災会	平成23年4月	392人	169世帯	
11	吹越区自主防災会	平成20年4月	435人	188世帯	
12	神戸区自主防災会	平成23年2月	170人	105世帯	
13	松原区自主防災会	平成20年4月	247人	99世帯	
14	西村区自主防災会	平成22年4月	120人	46世帯	
15	小野区自主防災会	平成23年5月	69人	28世帯	
16	岩屋区自主防災会	平成21年7月	148人	61世帯	
17	大泊区自主防災会	平成23年4月	135人	64世帯	
18	小佐区自主防災会	平成23年2月	156人	72世帯	
19	初神区自主防災会	平成23年4月	338人	141世帯	
20	東部区自主防災会	平成23年2月	707人	319世帯	
21	鳥居区自主防災会	平成23年1月	588人	259世帯	
22	中村区自主防災会	平成23年2月	614人	298世帯	
23	半月区自主防災会	平成23年3月	405人	175世帯	
24	中洲区自主防災会	平成25年5月	723人	326世帯	
25	乙方区自主防災会	平成23年2月	385人	163世帯	
26	南知多町豊丘山田区防災会	平成23年4月	463人	243世帯	
27	大井区自主防災組織	平成20年7月	1,582人	705世帯	
28	片名区自主防災会	平成25年6月	687人	334世帯	
29	師崎区自主防災会	平成23年2月	1,685人	771世帯	
30	篠島地区防災組織	平成16年8月	1,497人	587世帯	
31	日間賀島地区防災委員会	平成15年7月	1,712人	602世帯	
	合計		16,122人	7,006世帯	

### 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

#### (1) 防災リーダーの養成

地域防災リーダー養成講座を実施するなどして、地域の実情を把握し、防災に関する十分な知識及び技術を有した地域防災リーダーの養成及び継続的な資質向上を図るものとする。

#### (2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーによる自主防災活動の展開を支援するため、防災リーダーのネットワーク化を推進するとともに、地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、防災リーダーを積極的に活用するものとする。

### 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

#### (1) ボランティアの受入体制の整備

ア ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保する。

イ コーディネーターの派遣協力を行っているNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

ウ 災害発生時の対応や連絡体制について、定期的にNPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

エ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、当該団体との情報伝達・派遣要請又は災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

#### (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び町等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るための研修等を実施する。

なお、町等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

#### (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び町は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

#### (4) 防災ボランティアに期待される主な活動内容

ア 災害情報・生活情報等の収集・伝達

イ 避難所等における炊き出し・清掃等の被災者支援活動

ウ 救援物資・資機材の配布・輸送

エ 軽易な応急・復旧作業

#### (5) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、その普及・啓発活動を行う。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生

等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

### 第3節 企業防災の促進

#### 1 企業における措置

##### (1) 事業継続計画の策定・運用

災害時の企業の果たす次の役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

##### (2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えるための適切な措置を講ずるよう努めることとする。

##### (3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を促進する。

##### (4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

#### 2 町、商工団体等における措置

町、商工団体等は、企業の役員及び職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供及び相談体制の整備等の支援により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関する助言を行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

町、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

町は、企業の事業継続計画（BCP）等策定を支援するために、ハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

町、商工団体等は、被災企業等からの相談等に速やかに対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、町は、予め商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 第2章 水害予防対策

### ■ 基本方針

- 大雨、洪水、高潮等による災害を防止するため、ため池、河川等維持修繕、改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した改修を推進する。
- 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業等を実施する。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて地域の保全に資する。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 河川防災対策	町	(1) 河川維持修繕 (2) 河川改良 (3) 流域治水プロジェクト (4) 予想される水災の危険の周知等 (5) 水災害連携の協議会
第2節 雨水出水対策	町	都市下水路事業
第3節 海岸防災対策	町	1(1) 一般海岸区域 1(2) 漁港、港湾区域 1(3) 町地域防災計画に定める事項 1(4) ハザードマップ（防災マップの配布） 1(5) 町長の指示等 2(2) 実施状況の確認等
	要配慮者利用施設	2(1) 計画の策定等
第4節 農地防災対策	町	(1) 湛水防除事業 (2) 老朽ため池等整備事業 (3) 用排水施設整備事業

### 第1節 河川防災対策

#### 町における措置

- (1) 河川維持修繕等



平素から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう、堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

(2) 河川改良

ア 内海川

中下流部の断面不足を解消する必要があるため、河川改修計画に基づき改修整備を図るよう県に要請する。

イ 山海川

中上流部の断面不足を解消する必要があるため、河川改修計画に基づき改修整備を図るよう県に要請する。

ウ 準用河川・普通河川のうち未改修河川

可能な限り整備を促進する。

〈現 況〉

本町は、2級河川の内海川、山海川を始め、数多くの河川を有し、百々川、高浜谷川、師崎川、大井川は、地域排水河川として日常生活に密接な影響力を与えている。これらの河川は、伊勢湾台風による高潮の被害を受けており、逐次河川改修を行い流路工、防砂施設等の設置を国・県の協力を基に施工を促進しているが、河川の土質は大部分が水成岩系で風化しやすく、土砂の流出が激しい。

このため、治山、治水対策事業に取り組んだところ、その効果によって荒廃は減少しているが、今後も引き続き河川の管理を徹底する必要がある。

(3) 流域治水プロジェクト

町は、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(4) 予想される水災の危険の周知等

町長は、区域内に存する河川のうち、洪水等の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知することとする。

(5) 水災害連携の協議会

町は、県及国が水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫域災害協議会として、県管理河川及び国管理河川等を対象に設置する水防協議会に参加し、氾濫特性や治水事業の現状等を踏まえ、円滑な避難水防活動及び減災対策等のため県及び气象台等と連携して一体的に取り組むこととする。

また、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

## 第2節 雨水出水対策

### 町における措置

#### 都市下水路事業

浸水被害を防止するため、既存の都市下水路について適正な維持管理に努めていく。

### 第3節 海岸防災対策

#### 1 町における措置

##### (1) 一般海岸区域

高潮、波浪等による被害を防止するため、老朽化した堤防・護岸の補修・補強及び消波工の設置又は嵩上げを行い、背後地の保全を図る。

##### 〈現況〉

本町は、一般海岸線が12.7kmあり、昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風により甚大な被害を受け、その後の災害復旧事業及び高潮対策事業により、現在の堤防・護岸が整備されたが、整備後50年程度経過し、堤防・護岸の老朽化対策や越波対策が必要となっているため、管理者である愛知県において、平成22年度から対策を実施している。

##### (2) 漁港、港湾区域

高潮、波浪等による被害を防止するため、堤防・護岸の補修・補強及び消波工の設置又は嵩上げを行い、背後地の保全を図る。

##### 〈現況〉

本町の漁港区域内の海岸線は、18.2kmあり、昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風により甚大な被害を受け、その後の災害復旧事業及び高潮対策事業により、現在の堤防・護岸が整備された。

なお、本町では、平成19年度から平成23年度にかけて、老朽化した水門・防潮扉等の改築を完了した。今後は堤防・護岸の老朽化対策として長寿命化修繕計画を策定し、機能回復を図る。

また、港湾区域の海岸線は、3.4kmあり、一部は海岸保全施設整備事業により機能の向上が図られているが、整備後40年以上経過しており、堤防・護岸の老朽化対策として、長寿命化修繕計画を策定し、機能回復を図る。

##### (3) 関連調整事項

港湾関係者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。

##### (4) 町地域防災計画に定める事項

町防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 水位情報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設にあっては、施設の名称及び所在地

##### (5) ハザードマップ（防災マップ）の配布

町長は、町地域防災計画において定められた水位情報等の伝達方法、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について町民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載し

た印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか町民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ハザードマップ等の供覧又は配布に際しては、居住する災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚、知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(6) 町長の指示等

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(7) 町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

**2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置**

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び町長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び町長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び町への報告

**第4節 農地防災対策**

**町における措置**

(1) 湛水防除事業

ア 内海川流域

河口部に樋門が整備されているが、満潮時における湛水被害のさらなる防止対策の検討が必要である。

なお、災害の完全防止には、河川改修が必要となる。

イ 山海川流域

河口部で樋門が改築されたが、流域の農地が海拔0メートル地帯であり、満潮時の排水には排水施設を適切に運用することが不可欠である。

ウ 片名川流域

河口部には高潮防止対策として旭川樋門及び片名川樋門、下流部には湛水防止対策としての樋門が整備されている。

しかし、下流の集落の地盤が低いため、湛水による被害の防止対策の検討が必要である。

〈現況〉

ア 内海川流域

下流の水田は、ほ場整備事業実施済みであり、平常時における排水には特に問題点はないが、農地の標高が低いため降雨が満潮時と重なった場合は、排水不良となり、湛水による被害が見られる。

イ 山海川流域

この地域は、ほ場整備事業実施済みであるが、いわゆる海拔0メートル地帯であり、満潮水位下の面積が約10ヘクタールを占めている。このため排水が極めて悪く、特に満潮時の排水は麻痺状態となり、湛水による被害が著しい。

ウ 片名川流域

この地域は、基盤整備未済地区であり、排水路が不備な上、農地の標高も低く、しばしば湛水による被害が見られる。

(2) ため池等整備事業

ため池等の被災は、農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに、脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

〈現況〉

ため池は、農業用水の水源のほか、洪水の調整機能を持ち合わせた重要な施設である。

町の管理するため池は、大小77か所が各地区に点在しており、昭和52年度より重点的に改修整備を実施している。

(3) 用排水施設整備事業

農地が集団化している地域は、被害が拡大する恐れがあることから、点検を重点的に実施し、不良箇所が発見された場合は直ちに修繕又は改良し、その機能の回復に努める。

〈現況〉

昭和48年度の山海・内海地区の構造改善事業、昭和61年度の豊丘・大井地区の県営ほ場整備事業、平成6年度の国営農地開発事業により、町内のほ場は、用排水路分離型の施設が整備されているが、経年変化による施設の破損・用水路の漏水が見られる。

## 第3章 土砂災害等予防対策

### ■ 基本方針

- 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供する。
- 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊等による災害から人命・財産を守るため、県と連携しながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	町	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 土砂災害の防止	町	(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (2) ハザードマップの作成及び周知
第3節 土砂災害対策	町	(1) 砂防河川改修事業 (2) 土石流対策 (3) 急傾斜地崩壊対策事業
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	町	1(1) 施設管理者等に対する防災知識の普及 1(2) 施設管理者に対する連絡体制の確立 1(3) 施設管理者等に対する支援 1(4) 町長の指示等
	要配慮者利用施設	2(1) 計画の作成 2(2) 訓練の実施
第5節 宅地造成の規制誘導	町	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 宅地危険箇所の防災パトロール
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	町	相互支援体制の整備

### 第1節 土地利用の適正誘導

#### 町における措置

土砂災害等の予防対策として、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

## 第2節 土砂災害の防止

### 町における措置

#### (1) 土砂災害対策（ソフト対策）

県と名古屋地方気象台とが連携した土砂災害警戒情報その他これに関連した情報を町民に提供する。

また、土砂災害特別警戒区域については、新規住宅の立地の抑制、既存住宅の移転の促進等の対策を進めていく。

#### (2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 町防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を町地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 町は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

#### (3) ハザードマップの作成及び周知

町長は、町地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

## 第3節 土砂災害対策

### 町における措置

#### (1) 砂防河川改修事業（ハード対策）

必要に応じ、護岸工の改修を県に要望するとともに、丘陵地の開発に伴う砂防指定地域内の行

為に対する管理の強化及び各種砂防事業を地域の開発に対応して推進するよう県に要望する

〈現況〉

本町河川の流域は、大半が砂防指定地であり、集中豪雨による洪水も発生している。

また、山地部丘陵地は急傾斜地が多く、降雨による土砂被害を起こしており、土砂採取又は地域開発に伴う人為的な崩壊も考えられる。

なお、町内の砂防指定面積は 591.59ha であり、砂防河川は次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

内海地内	山海地内	豊浜地内	豊丘地内	師崎地内	大井地内
内海川	山海川	百々川	蟹川	師崎川	山ノ手川
内福寺川	西村川	初神川	木川		北ノ奥川
性海寺川	大泊川	小佐川	西山川		和田川
池下川	久須川	東狭間川			海田川
					大井川

## (2) 土石流対策（ハード対策）

土石流危険渓流及び危険区域を町民に周知徹底させ、警戒避難体制の整備を図る。

また、土石流対策砂防工事を、国、県に働きかけ、積極的に工事を進めるよう要請していく。

〈現況〉

本町の地形は、丘陵地が多く、特に、知多半島先端に位置する師崎丘陵は、砂岩泥岩から成り、定高性は良好であるが急斜面となっている。このため、豪雨等により、山崩れの発生及び多量の水分を含んだ土砂が急傾斜面を下降し、溪岸を侵食しながら下流の人家・公共施設・田・畑等を破壊、流出させるなどの壊滅的な打撃を与える危険性がある。

## (3) 急傾斜地崩壊対策事業（ハード対策）

急傾斜地の崩壊から町民等の生命を守るために、急傾斜地崩壊防止工事が必要と思われる箇所については、積極的に地元調整を行い、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び早期の防止工事の実施を県に要請する。

また、既に防止工事が完了している箇所については、斜面を良好な状態に保つため、区域内行為の制限、維持管理並びに施設の改修及び更新が適切に行われるよう、県との連携を密に管理の強化を推進していく。

〈現況〉

本町の地質は全般的に風化しやすく、度重なる台風による樹木の枯死のため、山腹の荒廃地が多く、土砂崩れが発生しており、付近の町民はその危険にさらされている。

なお、山林は粗悪林が多く、急傾斜は崩壊危険度が高い。

## 第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

### 1 町における措置

#### (1) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会の実施等により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

(2) 施設管理者に対する連絡体制の確立

施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

(3) 施設管理者等に対する支援

地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(4) 町長の指示等

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(5) 町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

## 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び町長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び町長への報告

## 第5節 宅地造成の規制誘導

### 町における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）の指定が必要な区域の把握に努め、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき県に意見する。

(2) 宅地危険箇所の防災パトロール

災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について、県に指導監督するよう意見し、宅地の安全確保に努める。



## 第6節 被災宅地危険度判定の体制整備

### 町における措置

#### 相互支援体制の整備

地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

## 第4章 事故・火災等予防対策

### ■ 基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 海上災害対策	町（消防機関）	(1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄 (2) 防災体制の強化
第2節 航空災害対策	町（消防機関）	総合訓練の実施
第3節 鉄道災害対策	名古屋鉄道株式会社	1(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布 1(2) 保安設備の点検 1(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実 1(4) 鉄道施設の防災構造化
	町（消防機関）	2(1) 救急救助用資機材の整備 2(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理 2(3) 防災体制の強化
第4節 道路災害対策	道路管理者	1(1) 道路パトロールによる道路構造物の定期点検 1(2) 道路の防災対策
	道路管理者、町（消防機関）	2(1) 実践的な訓練の実施 2(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
	町	3 救急救助用資機材の整備
第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	町（消防機関）	1(1) 石油類等危険物の規制対象施設 1(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化
	危険物等施設の所有者・管理者・占有者	2(1) 事業所の自主点検体制の確立 2(2) 必要資機材の備蓄
	危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、町	3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発

第6節 高圧ガス保安対策	高圧ガス施設	1 火災に対する予防措置
	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、町	2 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
第7節 火薬類保安対策	町	1 事業者との災害防止協定締結による立入調査・勧告等の措置
	火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者	2 火薬類の安全な移転体制の確保
	火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、町	3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
第8節 林野火災対策	町（消防機関）	(1) 林野火災予防思想の普及、啓発 (2) 森林施業計画等による予防施設の整備 (3) 農道網の整備 (4) 防火用水の整備 (5) 予防機材等の整備 (6) 林野所有（管理）者に対する指導

## 第1節 海上災害対策

### 町（消防機関）における措置

#### (1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

#### (2) 防災体制の強化

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

## 第2節 航空災害対策

### 町（消防機関）における措置

「中部国際空港及び空港周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、知多南部消防組合は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、中部国際空港事務所と連携し、定期的に総合消防訓練を実施する。

### 第3節 鉄道災害対策

#### 1 名古屋鉄道株式会社における措置

- (1) ポスターの掲示、チラシ類の配布  
全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。
- (2) 保安設備の点検  
保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実  
乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。
- (4) 鉄道施設の防災構造化  
鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を実施する。

#### 2 町（消防機関）における措置

- (1) 救急救助用資機材の整備  
大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理  
大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- (3) 防災体制の強化  
大規模鉄道災害を想定し、名古屋鉄道株式会社と連携して防災体制の強化を図る。

### 第4節 道路災害対策

#### 1 道路管理者（県、町、愛知県道路公社）における措置

- (1) 道路パトロールによる道路構造物の定期点検  
道路パトロールにより道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- (2) 道路の防災対策  
道路の防災対策について、第5章「建築物等の安全化」第1節「交通関係施設対策」により実施する。

#### 2 道路管理者及び町（消防機関）における措置

- (1) 実践的な訓練の実施  
大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。
- (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理  
大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

#### 3 町における措置

- (1) 救急救助用資機材の整備  
大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

町は、県及び県警察とともに危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

## 第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

### 1 町（消防機関）における措置

町内の石油類及び高圧ガス類の取扱いについて、県・知多南部消防組合と連携し、下記の指導方針に基づき指導するものとする。

#### (1) 石油类等危険物の規制対象施設

保安上の指導は知多南部消防組合が行い、町は知多南部消防組合と連携の下、当該施設の設備、管理状況等が法令の基準に従い維持・管理されるよう指導を推進する。

#### (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

知多南部消防組合は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図る。

町内の石油类等の危険物施設（令和5年4月1日現在）

屋内貯蔵所	7	屋外タンク貯蔵所	34	屋内タンク貯蔵所	7
地下タンク貯蔵所	18	移動タンク貯蔵所	15	一般取扱所	16
屋外貯蔵所	1	給油取扱所	8	簡易タンク貯蔵所	9
計 115					

### 2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

#### (1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法をあらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所間の相互応援に関する協定を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

#### (2) 必要資機材の備蓄

化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

#### (3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

### 3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県及び町における措置

それぞれ又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

### 4 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

## 第6節 高圧ガス保安対策

### 1 高圧ガス施設における措置

貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

### 2 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県及び町における措置

それぞれ又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

### 3 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

## 第7節 火薬類保安対策

### 1 町における措置

事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

### 2 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転し得る体制を確保し、また、予め安全な一時保管所を定めておく。

### 3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県及び町

それぞれ又は共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

### 4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

## 第8節 林野火災対策

### 1 町（消防機関）における措置

#### (1) 林野火災予防思想の普及、啓発

町民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、農道等には注意心を喚起する標識を設置する。

#### (2) 森林経営計画等による予防施設の整備

森林経営計画等の認定に当たっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ、被害の防止が図られるよう森林所有者等に指導する。

#### (3) 農道網の整備

農道は、合理的な農業経営を図る重要な基盤施設であるとともに、林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割を果たすことができるよう整備を図る。

(4) 防火用水の整備

自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

(5) 予防機材等の整備

林野火災の発生の危険性が高い地域に、予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

(6) 林野所有（管理）者に対する指導

町は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

## 第5章 建築物等の安全化

### ■ 基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等	施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 ライフライン関係 施設対策	施設管理者等	施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 文化財保護対策	町	(1) 防災思想の普及 (2) 管理者に対する指導・助言 (3) 防火・消防施設等の設置 (4) 文化財及び周辺の環境整備
第4節 防災建造物整備対策	町	(1) 公共建築物の耐震・耐火性能の保持 (2) 優良建築物等整備事業の推進 (3) 防災拠点施設の屋上の番号標示 (4) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 (5) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

### 第1節 交通関係施設対策

#### 1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

#### 2 道路

道路管理者及び道路占用者は、次の対策を実施又は推進する。

##### (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

道路管理者は、交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれがある大きな橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、半田警察署、消防関係機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。



〈橋梁の現況〉

(令和5年4月1日現在)

県管理	町管理
総数 48 箇所 (永久橋 100%)	総数 231 箇所 (永久橋 100%)

(2) 土砂崩れ等災害防止対策

豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある道路については、法面処理工、落石覆工などの対策の実施を検討する。

(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

名古屋鉄道株式会社は、大雨による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

4 港湾・漁港

港湾施設等管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化、高速化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。

(1) 港湾

内海港は、昭和61年度から港湾改修事業により船舶の安全な泊地及び施設の確保として東座頭畑地先に新しい港の建設を進め、一部漁港区が完了している。

〈現況〉

本町の港湾は地方港湾として師崎港、内海港の2港があり、陸上交通、海上交通の要港として逐次整備された。

師崎港は県管理の指定を受け、昭和26年から港湾整備計画に基づき整備され、離島連絡の重要拠点として機能を十分発揮しており、観光港として重要な役割を果たしている。近年は、災害時における離島への緊急物資の海上輸送の拠点としてフェリー岸壁の耐震化を実施している。

内海港は2kmに渡る海岸線から成り、県下有数の海水浴場ということもあって、施設の保全として昭和43年より施設の改良を実施し、護岸工が完了した。

また、平成5年度から、東浜地先において海岸線の保全と環境改善のため海岸環境整備事業を実施し、平成12年度に完成した。今後は、施設の老朽化に対応するため適切な維持管理に努める。

(2) 漁港

漁港計画は、漁港漁場整備計画(平成14年度～平成18年度)に基づき漁港整備を図ってきたが、今後は、老朽化した諸施設の整備を進め、機能の充実を図る。

〈現況〉

本町の漁港は、天然の港形を利用しているものが多く、県管理港3港(豊浜、師崎、篠島)と

町管理4港（山海、豊丘、大井、日間賀島）がある。各漁港は、国の漁港整備計画の一環として整備されてきた。今後は、老朽化対策や耐震化を実施し、漁港の機能維持に努める。

## 第2節 ライフライン関係施設対策

### 1 施設管理者、県及び町における措置

#### (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

#### (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び町は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携拡大に努める。なお、町は、事前伐採等の実施にあたり必要な協力を行うよう努める。

### 2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

#### (1) 発・変電設備

地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

#### (2) 送電設備

台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

#### (3) 配電設備

安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定に当たっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

#### (4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

#### (5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

#### (6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

### 3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア 浸水の恐れがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

イ 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

ウ 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

(2) ガス事故対策

消防関係法令、ガス事業法(昭和29年法律第51号)等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに、調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

#### 4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 主要施設の強風に対する安全構造化  
主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- (2) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置  
浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造、嵩上げなどにより、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- (3) 緊急遮断弁の設置  
災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。
- (4) 洪水汚染の防止措置  
洪水による水道施設への汚染を防ぐため、必要な措置を講じる。
- (5) 自家発電設備等の整備  
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

#### 5 下水道

下水道事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 主要施設の安全構造化  
主要な施設については、必要に応じて、強風、浸水等に対し安全な構造とする。
- (2) 災害対策用資機材の確保  
可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。
- (3) 自家発電設備等の整備  
常用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (4) 協定の締結  
発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

#### 6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 施設の防災構造化  
災害の恐れのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。
- (2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化  
主要区間、主要地域、町民の生活・福祉上重要な施設・設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。
- (3) 施設・設備の構造改善  
災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう、施設・設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。
- (4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設・設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

### 第3節 文化財保護対策

#### 町における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する町民の愛護精神を高め、文化財防火デーを中心とした日に、防災訓練等を実施し、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、消火栓、防火水槽等の消防施設の設置を促進する。

(4) 文化財及び周辺環境の整備

文化財及び周辺環境の整備を常に実施する。

(5) 平常時からの対策

ア 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

- ① 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
- ② 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
- ③ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
- ④ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

イ 文化財レスキュー台帳をクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

ウ 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」及び「南知多町文化財保護活用地域計画」により、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(6) 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

(7) 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

ア 被害状況の把握と報告

イ 事後措置の指示・伝達

(8) 応急協力体制

県が実施する緊急避難用保管場所（公民館、社会教育施設等）の提供など文化財の安全確保に協力し、適切な対応が取れるよう応急協力体制の確立に努める。

#### 第4節 防災建造物整備対策

##### 町における措置

(1) 公共建築物の耐震・耐火性能の保持

学校、保育所等の公共建造物の耐震化・耐火性能の保持を図る。

なお、小中学校及び保育所については、平成24年度までに耐震化を終了しており、今後は定期的に耐震診断を実施するなどし、耐震性能を把握する。

(2) 優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

(3) 防災拠点施設の屋上の番号標示

災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が効率的に実施できるよう、役場等の防災拠点となる施設の屋上に番号標示を行う。

(4) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点等の防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して次の諸点により必要な浸水対策等を促進する。

ア 建築物の浸水対策設計・施工

イ 町有施設の浸水対策のための設計指針の策定

(5) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

## 第6章 都市の防災性の向上

### ■ 基本方針

○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	町	都市計画のマスタープランの策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	町	(1) 道路の整備 (2) 公園の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	町	(1) 建築物の不燃対策 (2) 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の促進
第4節 市街地の面的な整備・改善	町	市街地開発事業等の推進

#### 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

##### 町における措置

南知多町都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、当該マスタープランに基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

#### 第2節 防災上重要な都市施設の整備

##### 町における措置

##### (1) 道路の整備

道路は、延焼遮断帯等の都市防災空間を形成するとともに、避難、消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、道路の幅員、構造等は、災害時における避難及び延焼遮断帯としての機能並びに消防及び救援のための活動空間を確保することに配慮して計画する。

〈道路の現況〉

(令和5年4月1日現在)

路線区分	区分	実延長	改良済		未改良	
			延長	割合	延長	割合
国	道	22,015m	22,015m	100.0%	0m	0.0%
県	道	29,103	22,992	79.0	6,111	21.0
町	道 1 級	7,691	6,539	85.0	1,152	15.0
町	道 2 級	19,845	10,477	52.8	9,368	47.2
一	般 町 道	427,309	116,052	27.2	311,257	72.8
町	農 道	68,965	58,478	84.8	10,487	15.2
計		574,928	236,553	41.1	338,375	58.9

路線区分	区分	砂利道		高級舗装		簡易舗装	
		延長	割合	延長	割合	延長	割合
国	道	0m	0.0%	22,015m	100.0%	0m	0.0%
県	道	0	0.0	22,992	79.0	6,111	21.0
町	道 1 級	0	0.0	7,691	100.0	0	0.0
町	道 2 級	3,317	16.7	16,308	82.2	220	1.1
一	般 町 道	136,281	31.9	288,720	67.6	2,308	0.5
町	農 道	10,487	15.2	0	0.0	58,478	84.8
計		150,085	26.1	357,726	62.2	67,117	11.7

(2) 公園の整備

公園は、災害時の避難場所、救援活動の拠点として重要な役割を担い、また、防火帯としての機能を有している。

このため、整備に当たっては、これらの役割が十分に果される配置及び規模を計画する。

第3節 建築物の不燃化の促進

町における措置

(1) 建築物の不燃対策

建築基準法（昭和25年法律第201号）による特殊建築物等、都市計画法（昭和43年法律第100号）による準防火地域内の建築物の構造制限及び消防法（昭和23年法律第186号）による防火対象物の規制等による建物の防災構造の向上を図るとともに、その予防査察を強化し、都市計画、消防指導計画と合わせて協力を推進する。

(2) 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により建物の倒壊の恐れが高いとされているため、希望に応じて無料で耐震診断を実施する。

また、耐震改修については、耐震診断による診断の結果、耐震性に問題があり、改修の必要が



あると診断された住宅に対し、耐震改修費の一部を補助する。

#### 第4節 市街地の面的な整備・改善

##### 町における措置

土地区画整理事業、市街地開発事業をはじめとする市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能、避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

このため、これらの事業の計画に当たっては、防災対策と関連させた総合的なものとする。

## 第7章 島しょ部等における孤立対策

### ■ 基本方針

- 孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る必要がある。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 孤立危険地域の把握	町	町内の孤立危険地域の把握
第2節 孤立への備え	町	(1) 孤立集落と外部との通信の確保 (2) 物資供給、救助活動体制の整備 (3) 孤立に強い集落づくり (4) 孤立危険地域等の広報・啓発 (5) 防災拠点施設の活用

#### 第1節 孤立危険地域の把握

##### 町における措置

島しょ部、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、生活が困難又は不可能となるおそれのある孤立危険地域の調査・把握を行う。

#### 第2節 孤立への備え

##### 町における措置

##### (1) 孤立集落と外部との通信の確保

ア 通信機器用の非常用電源の確保、停電時の確実な切り替え及び保守点検並びに非常用電源の燃料の確保を図る。

また、防災訓練等を通じ、通信機器及び非常用電源の使用法の習熟を図ることとする。

イ 集落と町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じた適切な通信手段の確保に努める。

ウ 町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。

不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保することとする。

##### (2) 物資供給、救助活動体制の整備

ア 集落が長期間孤立した場合には、医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予め選定し、供給体制について検討することとする。

イ ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するよう努めることとする。また、生地着陸の可能な箇所（田畑、農・林道等）の選定を進める。

ウ 孤立するおそれのある集落へのヘリポート、ヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、船舶等の物資供給等に係る手段の確保に努めることとする。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この場合、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図ることとする。

イ 集落の人口に応じて、避難施設を確保・整備することとする。

また、必要に応じて、土砂災害対策及び基礎地盤の補強を実施することとする。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

町民に対して、孤立可能性、孤立時の対応、安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、防災マップ・パンフレットの作成等により、日頃から広報・啓発に努めることとする。

(5) 防災拠点施設の活用

島しょ部においては、海上交通によるアクセスが困難となり、早期の救援・救助が困難となる場合が想定されることから、災害発生時の活動体制の一層の強化が必要であるため、町・消防・自主防災組織等の防災関係機関の活動拠点となり、一定期間継続して滞在可能な施設として、篠島防災センター（篠島字東山地内）、日間賀島防災センター（日間賀島字西永峯地内）を活用する。

## 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

### ■ 基本方針

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。
- 災害により、飲料水、食品、生活必需品の確保が困難な町民に対し、必要な物資を供給するため、集中備蓄、分散備蓄などにより、必要な生活物質の確保に努める。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	町、防災関係機関	1(1) 防災施設等の整備 1(2) 防災用拠点施設の整備促進 1(3) 公的機関の業務継続性の確保 1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1(5) 人材の育成等 1(6) 防災中枢機能の充実 1(7) 浸水対策用資器材の整備強化 1(8) 防災用拠点施設の屋上番号標示 5 情報の収集・連絡体制の整備 6 救助・救急等に係る施設・設備等 7 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 8 災害廃棄物処理に係る事前対策 9 罹災証明書の発行体制の整備
	消防機関（町）	2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査
	水防機関（町）	3 水防資器材の整備・点検
	町	4 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の収集
第2節 必要物資の確保	町、防災関係機関	(1) 飲料水の確保体制の整備 (2) 食品及び生活必需品の確保 (3) 関係業界との連携 (4) 家庭内備蓄の推進

#### 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

##### 1 町及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

平成27年度から平成28年度にかけて整備した篠島防災センター、日間賀島防災センターについては、地域防災力の向上に資するため、防災活動の拠点として活用する。

平成28年度に県から取得し、平成29年度に整備した南知多町師崎避難所（元愛知県南知多老人福祉館）については、避難場所・避難所機能を有する防災施設として活用する。

内海地区については、平成28年度に町民会館敷地内で整備した内海防災センターを、防災活動の拠点として活用する。また、令和5年度以降、同敷地内において緊急車両等の駐車エリアや車両出入口の整備、避難経路の安全対策を行う。

豊浜地区については、令和2年度に整備した豊浜防災センターを、防災活動の拠点として活用する。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、予め体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるような体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等につ

いて徹底を図る。

また、町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画施策を推進する関係部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 町及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 町は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資器材の整備強化

町は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい、土のう、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保及び点検を行う。

(9) 防災用拠点施設の屋上番号標示

町は、役場等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターによる災害応急活動の効率化を図る。

2 知多南部消防組合における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資器材等の消防機械、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊災害（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資器材の整備を図る。

3 水防機関（町）における措置

水防活動に必要なくい木、ナイロン土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資器材については、出水期前に備蓄数量の点検を行い、不足する資器材の補充整備をする。

また、応急対策活動等で備蓄数量が著しく減少した場合は、速やかに補充整備を行う。

4 町における措置

気象、水象等の自然現象に関する情報の収集は、防災対策上極めて重要であり、これらの情報は、役場を観測地点とした各種気象観測（温度、湿度、風向、風速、気圧、降雨量等）装置、町内主要河川、師崎潮位観測所の現在水位について、観測地点の監視機器による測定値を受信する遠方監視操作卓、気象協会の気象情報（アメダス情報、降水短時間予報、注意報・警報、地震・津波情報、台風進路予想等）を受信する気象情報端末装置、高度情報通信ネットワーク通信設備又は報道機関による報道により収集し、防災体制の即応性の強化、充実を図る。

〈利用可能な気象観測施設〉

（令和5年4月1日現在）

観測設備種別	設置場所	管理機関
雨量、風向、風速、気温、日照	南知多町大字豊丘（深田池）	名古屋地方気象台
震度計	南知多町大字豊浜（南知多町役場）	同
雨量、風向、風速	同（南知多町役場）	南 知 多 町
雨量、風向、風速、気温、水温 湿度、気圧、水位、日照	同（愛知県水産試験場 漁業生産研究所）	愛 知 県
雨量	同（旧豊浜中学校）	同
同	南知多町大字篠島（浦磯公園）	同
潮位	南知多町大字師崎（師崎潮位観測所）	同
雨量、風向、風速、気温、湿度 気圧	美浜町大字河和（知多南部消防組合 消 防 本 部）	知多南部消防組合

雨量	美浜町大字小野浦〔愛知県美浜少年 自然の家〕	愛 知 県
----	---------------------------	-------

(注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁へ届けることを義務づけている。

## 5 情報の収集・連絡体制の整備等

### (1) 情報の収集・連絡体制

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

### (2) 通信手段の確保

本町の無線通信施設としては、高度情報通信ネットワーク通信設備、防災行政無線設備及び同報系デジタル防災行政無線（平成26年4月供用開始）があり、いかなる事態であってもこれらが運用できるよう平常時から点検、整備を行う。

なお、一般加入電話不通時に備え、災害情報の収集及び伝達のため、衛星携帯電話を、本庁、篠島・日間賀島サービスセンターへ各1台配備している。

また、同報系デジタル防災行政無線の放送については、確実に放送内容を伝達するこができるように、室内で受信可能な戸別受信機（防災ラジオ）の一般家庭・事業所等への配備を推進するとともに、都市・住環境等の変化に応じ屋外拡声子局の機能強化・設置個所の増加について検討し、必要に応じて実施する。

### (3) 情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入について検討する。

### (4) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 6 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車・救命ボート等の救助機械、担架・救命胴衣・胴長等の救助用資機材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検をする。

また、町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

## 7 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。



## 8 災害廃棄物処理に係る事前対策

### (1) 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

### (2) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県及び町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、町、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

なお、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

## 9 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

なお、令和4年度に「南知多町住家被害認定調査及び罹災証明発行に関する業務計画」を作成し実施体制の整備を図った。

(2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用するものとする。

## 第2節 必要物資の確保

### 町及び防災関係機関（日本赤十字社愛知県支部等）における措置

#### (1) 飲料水の確保体制の整備

町は、防災関係機関と相互に協力して、発災後3日間は1人当たり1日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように、被災後の経過日数ごとに、目標数量、給水方法などを定め、飲料水の確保体制の整備に努める。

ア 給水車等の整備

イ 給水用資機材の整備

ウ 相互応援体制の整備

また、対応できない大規模な災害を想定し、他市町村等と協定を締結するなど、相互応援体制の整備に努める。

#### (2) 食品及び生活必需品の確保

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必

需品、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

#### ア 米穀の確保

町は、県が策定した「応急用米穀取扱要領」に基づき、事前に米穀販売業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。

#### イ 主食及び副食の確保

町は、乾パンなどの主食とともに、野菜などの副食を自ら確保又は関係機関から調達する。

#### ウ 生活必需品の確保

町は、量の確保が困難なときは、県へ援助の要請をする。

なお、主な生活必需品は、次のとおりである。

(ア) 毛布

(イ) 被服（肌着等）

(ウ) 日用品（タオル、石けん、ちり紙等）

(エ) 炊事道具・食器類（鍋、やかん、茶碗、はし等）

(オ) 光熱用品（エルピーガス、懐中電灯、ローソク、乾電池等）

(カ) 医薬品等（救急セット等）

(キ) 衛生用品（生理用品、紙おむつ等）

(ク) 仮設トイレ

(ケ) 簡易トイレ

#### (3) 関係業界との連携

町は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売事業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

#### (4) 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等が予想されるので、可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

なお、島しょ部にあつては、孤立するおそれがあるため、7日分以上の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

## 第9章 避難行動の促進対策

### ■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、町民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 町長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、町民の安全の確保に努める。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	町	(1) 防災行政無線等の維持管理 (2) 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
	町、県、ライフライン事業者	災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	町	(1) 緊急避難場所の指定 (2) 避難路の検証
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	町	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	町、防災上重要施設の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	町、県、名古屋地方気象台	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

### 第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

#### 1 町における措置

町は、さまざまな環境下にある町民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を

図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

## 2 県、町及びライフライン事業者における措置

県、町及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

### 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

#### 町における措置

##### (1) 緊急避難場所の指定

町は、避難所等へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所、集団を形成する場所又はボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等災害対策基本法第49条の4の指定緊急避難場所（一次避難場所）として指定する。

なお、これらの整備に当たっては、観光旅行客等の一時的滞在者の避難についても考慮するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

##### (2) 避難路の検証

町民の避難経路をできる限り確保するため、必要な避難路の箇所、数、整備方法等の検証をし、避難路（避難階段を含む）の整備を検討する。

なお、検討に当たっては、次の基準を目安とする。

- ア 道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- エ 津波又は浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

### 第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

#### 町における措置

##### (1) マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 海岸の水位情報

(ウ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報

- ウ 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること。
- エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難情報を発令できるような具体的な区域を設定すること。
- (ア) 高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)
- (イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地(土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等)
- オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況〔警戒レベル5〕において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。
- キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。
- (ア) 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報(大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。
- また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。
- なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。
- (イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。
- なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当)が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。
- (ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大ま

での高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

避難情報の判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

#### 第4節 避難誘導等に係る計画の策定

##### 1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置

町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 町の避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料及び日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持

- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 町メールサービスによる広報
- (ウ) 避難誘導員による現地広報
- (エ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- イ 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。
- ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合は、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

**2 警戒避難体制**

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域について、町地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

町地域防災計画で具体的に定めるに内容については、第2章第2節及び第3節に定めるところによる。

**3 避難行動要支援者の避難対策**

第10章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

**第5節 避難に関する意識啓発**

**県、町及び名古屋地方気象台における措置**

県及び町は、町民が的確な避難行動をすることができるよう、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、標示板の掲示、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、町民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

次の事項につき、町民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所・避難所の名称
- イ 緊急避難場所・避難所の所在位置
- ウ 緊急避難地区分け
- エ 緊急避難場所・避難所の方向
- オ 緊急避難場所・避難所の区分
- カ その他必要な事項

- ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。
- ・ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

(2) 避難のための知識の普及

町、県及び名古屋地方気象台は、次の事項につき、必要に応じて、町民に対して普及のための措置を講じるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

- ・ 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- ・ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）。
- ・ 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
- ・ 町長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進をはかるよう努める。
- イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。



また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。  
ウ 町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■ 基本方針

- 町長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における町民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、災害から要配慮者を守るための安全対策の充実を一層図るものとする。
- 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握し、及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る情報伝達体制及び避難誘導體制の整備並びに避難訓練の実施を一層図るものとする。この場合、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、当該施設の利用者を適切に避難誘導するため、町、町民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 町は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	町	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支援対策	町、社会福祉施設等 管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	町	帰宅困難者対策

#### 第1節 避難所の指定・整備

##### 町における措置

##### (1) 避難所等の整備

地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもの

とに避難所等の整備を図る。

(2) 指定避難所の指定

ア 避難所は被災した町民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の町民に身近な公共施設等を、災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 m<sup>2</sup>/人 発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積

2 m<sup>2</sup>/人 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積

3 m<sup>2</sup>/人 避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設等の災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

＜風水害等における避難所一覧＞

(令和6年3月31日現在)

No.	名 称	面 積 (収納可能人数)	避難スペース	住 所 電 話 番 号	カギの保管場所
1	内 海 保 育 所	387 m <sup>2</sup> (193 人)	保育室 6 室	内海字兼井 170-3 Tel.62-0600	内海保育所長 及び健康子育て室
2	内 海 小 学 校	441.92 m <sup>2</sup> (220 人)	体育館	内海字中浜田 3 Tel.62-0074	学校関係者 及び学校教育課
3 ※	南 知 多 中 学 校	1,076 m <sup>2</sup> (538 人)	体育館、武道場	内海字先苅 248 Tel.62-0204	学校関係者 及び学校教育課

【風水害等災害対策計画】  
第2編：災害予防

No.	名 称	面 積 (収納可能人数)	避難スペース	住 所 号 電 話 番 号	カギの保管場所
4 ○	町公民館内海分館 (役場内海サービスセンター)	443 m <sup>2</sup> (221人)	集会室、第1.2.3 会議室、和室	内海字中之郷7-1 Tel.62-0400	社会教育課 及び防災危機管理 室
5	西 端 区 公 民 館	182.25 m <sup>2</sup> (91人)	ホール、和室	内海字本田1-1 Tel.62-0500	西端区長
6	県立内海高等学校	1,074 m <sup>2</sup> (537人)	体育館	内海字奥鈴ヶ谷1-1 Tel.62-0139	学校関係者 及び防災危機管理 室
7	内海防災センター	206 m <sup>2</sup> (103人)	集会室	内海字柴井1-3 Tel.77-3233	防災危機管理室
8 ○	山海ふれあい会館	306 m <sup>2</sup> (153人)	体育館、3室	山海字後田32-1 Tel.62-0406	社会教育課 及び防災危機管理 室
9	岩 屋 公 民 館	115.33 m <sup>2</sup> (57人)	集会室、和室3室	山海字阿原4-6 Tel.62-0264	岩屋区長
10	旧豊浜漁協中洲支所	102.81 m <sup>2</sup> (51人)	会議室、研修室A	豊浜字東之浦147	漁協中洲地区理事 及び総務課
11	旧 中 洲 保 育 所	171 m <sup>2</sup> (85人)	保育室3室	豊浜字中之浦84	中洲区長 及び健康子育て室
12	豊 浜 小 学 校	540 m <sup>2</sup> (270人)	体育館	豊浜字下大田面4-4 Tel.65-0027	学校関係者 及び学校教育課
13	旧 豊 浜 中 学 校	1026.18 m <sup>2</sup> (513人)	体育館、武道場	豊浜字薬師堂45	学校教育課
14	県水産試験場 漁業生産研究所	144 m <sup>2</sup> (72人)	研修室	豊浜字豊浦2-1 Tel.65-0611	24時間体制 *事前要請電話必要
【15】	【南知多町役場】	216.27 m <sup>2</sup> (108人)	大会議室	豊浜字貝ヶ坪18 Tel.65-0711	24時間体制
16 ※○	町 総 合 体 育 館	2459.6 m <sup>2</sup> (1,229人)	メインアリーナ、サブアリーナ、 柔剣道場、会議室、和室	豊浜字須佐ヶ丘5 Tel.65-2880	社会教育課及び防災危機管理室 *警備会社対応必要
17	東 部 区 民 館	225.99 m <sup>2</sup> (112人)	集会室、和室2室	豊浜字新居88 Tel.65-2246	東部区長
18 ○	豊丘むくろじ会館	732 m <sup>2</sup> (366人)	体育館、3室	豊丘字有田脇16-1 Tel.65-0400	社会教育課 及び防災危機管理 室
19	旧 大 井 小 学 校	506.43 m <sup>2</sup> (253人)	体育館	大井字入道17	社会教育課 及び学校教育課
20 ○	大 井 公 民 館 (役場師崎サービスセンター)	175.86 m <sup>2</sup> (87人)	集会室、和室	大井字北側43 Tel.63-0304	社会教育課 及び防災危機管理 室
21 ※	旧 師 崎 中 学 校	1056.6 m <sup>2</sup> (528人)	体育館、武道場	片名字長谷2	学校教育課
22	み さ き 小 学 校	329.15 m <sup>2</sup> (164人)	体育館	師崎字松田7-1 Tel.63-0001	学校関係者 及び学校教育課
23 ○	師 崎 公 民 館	183.71 m <sup>2</sup> (91人)	集会室、和室、会議室	師崎字的場86-1 Tel.63-0117	社会教育課 及び防災危機管理 室
24 ※	篠 島 中 学 校	448 m <sup>2</sup> (224人)	体育館	篠島字汐味1-5 Tel.67-2046	学校関係者 及び学校教育課
25	篠 島 漁 協	145 m <sup>2</sup> (72人)	大会議室	篠島字神戸302-1 Tel.67-2009	施設管理者
26 ○	篠島開発総合センター (役場篠島サービスセンター)	420 m <sup>2</sup> (210人)	集会室、会議室、和室	篠島字浦磯3-3 Tel.67-2001	社会教育課 及び防災危機管理 室
27	日 間 賀 小 学 校	577 m <sup>2</sup> (288人)	体育館	日間賀島字永峯11 Tel.68-2204	学校関係者 及び学校教育課
28	日 間 賀 保 育 所	180 m <sup>2</sup> (90人)	保育室4室	日間賀島字三ツ林7-7 Tel.68-2636	日間賀保育所長 及び健康子育て室
29	日間賀島漁協西支所	140.4 m <sup>2</sup> (70人)	集会室、和室2室	日間賀島字西浜36 Tel.68-3910	日間賀島漁協

**【風水害等災害対策計画】**  
第2編：災害予防

30 ○	日間賀島公民館 (役場日間賀島サービスセンター)	172 m <sup>2</sup> (86人)	和室、集会室	日間賀島字永峯 18 Tel.68-2001	社会教育課 及び防災危機管理室
計		14,183.5 m <sup>2</sup> (7,082人)			

【】の南知多町役場については、自主避難等必要に応じ開設するものとする。大規模災害時に災害対策本部を町会議室に設置する場合等は避難所として開設しない。

※は、地区の活動拠点となる「地区拠点基地」と定め、町職員を派遣し、地域の実情に応じた防災体制を図るものとする。

避難所の開設においては、状況を見て判断するが、基準として、町公民館内海分館（内海サービスセンター）、山海ふれあい会館、町総合体育館、豊丘むくろじ会館、大井公民館（師崎サービスセンター）、師崎公民館、篠島開発総合センター（篠島サービスセンター）、日間賀島公民館（日間賀島サービスセンター）の8箇所を開設する。

○については、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所

**〈風水害等における福祉避難所一覧〉**

(令和6年3月31日現在)

No.	名 称	面 積 (収納可能人数)	避 難 場 所	住 居 所 号 電 話 番 号	カギの保管場所
1 ○	大 地 の 丘	556.6 m <sup>2</sup> (278人)	ディサービスセンター他	内海字奥鈴ヶ谷 70-5 Tel.62-0117	施設管理者
2 ○	あ い 寿 の 丘	533 m <sup>2</sup> (266人)	多目的ホール デイルーム他5室	豊丘字中平井 14-1 Tel.65-2965	施設管理者
3 ○	すいせんひろば	222.28 m <sup>2</sup> (111人)	作業室他	豊丘字中平井 14 Tel.65-1925	施設管理者

要配慮者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、施設管理者と協議の上、本表に掲げる施設を福祉避難所として開設する。○については、災害対策基本法に基づく指定福祉避難所

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

ア 情報受発信手段の整備：デジタル防災行政無線、衛星携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

**〈各地区拠点基地（防災倉庫）の主な避難所資機材〉**

(令和6年1月1日現在)

品 名	単 位	内 海 地 区 (南知多中学校)	豊 浜 地 区 (総合体育館)	師 崎 地 区 (旧師崎中学校)
担 架	台	5	5	5
折りたたみ式リヤカー	台	1	1	1
防水シート(大・小)	枚	30	30	30
スコップ	本	15	15	15
バック毛布	枚	150	150	150

組立水槽 (500 ㍓)	台	1	1	1
ポリタンク	個	10	10	10
ラジオ付ライト	個	8	8	8
非常用簡易トイレ	セット	8	8	8
災害用食器セット (100 人用)	セット	3	3	3
救急医療セット (50 人用)	セット	2	2	2
ガソリン携行缶	個	2	2	2
メガホン	個	3	3	3

品 名	単 位	篠 島 地 区 (篠島中学校)	日間賀島地区 (日間賀小学校)	計
担 架	台	3	3	21
折りたたみ式リヤカー	台	1	1	5
防水シート (大・小)	枚	30	30	150
スコップ	本	10	10	65
バック毛布	枚	100	100	650
組立水槽 (500 ㍓)	台	1	1	5
ポリタンク	個	5	5	40
ラジオ付ライト	個	5	5	34
非常用簡易トイレ	セット	5	5	34
災害用食器セット (100 人用)	セット	2	2	13
救急医療セット (50 人用)	セット	1	1	8
ガソリン携行缶	個	1	1	8
メガホン	個	3	3	15

※その他非常用ローソク等消耗品有り。

(4) 避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

ア 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する町民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して取組を進めるとともに、必要

な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

## 第2節 要配慮者支援対策

### 町及び社会福祉施設等管理者における措置

#### (1) 社会福祉施設等における対策

##### ア 組織体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害の予防及び災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画、非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに近隣施設間、町民、ボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

##### イ 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

##### ウ 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

##### エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧及び生活必需品の備蓄を図るよう努める。

##### オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

#### (2) 在宅の要配慮者対策

##### ア 緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

##### イ 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全及び入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織・ボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

##### ウ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

#### (3) 避難行動要支援者対策

ア 町は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理するとともに、細目については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。さらには、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

#### イ 避難行動要支援者名簿の整備等

##### (ア) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の支援を担う組織等で、町関係部局、区、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、知多南部消防組合、地域支援者をいう。

##### (イ) 名簿に登載する避難行動要支援者の範囲

南知多町内に居住し、災害時における地域での支援を希望し、かつ支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者に開示することに同意した者をいう。ただし、施設等入所者は除く。

##### (ウ) 名簿作成に関する関係部署の役割分担

厚生部、関係部とする。

##### (エ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害時における地域での支援を希望し、かつ支援を受けるために必要な個人情報を開示することに同意した者から入手し、名簿を作成するものとする。

##### (オ) 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

同報系防災行政無線（屋外拡声小局・戸別受信機）、町メール配信サービスなど複数の情報伝達手段を活用し、円滑な避難を図る。

##### (カ) 避難支援等関係者の安全確保の措置

町は、避難支援等関係者が行う避難行動要支援者の支援は、本人及びその家族の安全を確保したうえで実施するものであることを、避難行動要支援者をはじめ地域で共通理解を形成するよう努める。

##### (キ) 要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の



高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(ク) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害時において支援を希望する旨、本人又はその代理人より申出があった者について、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

また、必要に応じて、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、町の内部組織及び、県その他の関係者の協力を得て避難行動要支援者名簿を作成することもできる。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(ケ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(コ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、知多南部消防組合、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供することが避難行動要支援者の避難のために必要であると別に町長が認めた者に対し、名簿情報を事前に提供する。

ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、名簿情報の提供に際しては、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講ずるよう周知する。

また、町は、避難行動要支援者本人への郵送や戸別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(サ) 名簿情報漏えいを防止するための措置

a 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置

(a) 名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で名簿情報を活用してはならない。

(b) 名簿の提供を受けた者は、名簿に記載された個人情報及び支援上知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割を離れた後も同様とする。

(c) 名簿の提供を受けた者は、名簿情報を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

(d) 名簿の提供を受けた者が名簿情報を紛失した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

b 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が講ずる措置

(a) 町は避難支援等関係者に名簿情報を提供する際に、名簿の提供を受けた者は災害対策基本法に基づく守秘義務を負うことや、個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿情報の管理について適宜指導を行う。

(b) 町が避難行動要支援者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の情報のみを提供する。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア)個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

(イ)避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ)個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人町民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防

災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

町は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定めるとともに、町民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

町は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、町民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

町は、町地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

県及び町の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 町長の指示等

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由

なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(オ) 町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

### 第3節 帰宅困難者対策

#### 1 町における措置

公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

町は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

#### 2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

## 第11章 広域応援・受援体制の整備

### ■ 基本方針

- 町は、大規模な災害が発生した場合において、速やかに災害応急活動等ができるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。
- なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	町（消防機関）	1(1) 応援要請手続きの整備 1(2) 応援協定の締結等 1(3) 受援体制の整備
	防災関係機関	2 応援協定の締結等
第2節 応援部隊等に係る 広域応援・受援体制の整備	町（消防機関）	(1) 緊急消防援助隊 (2) 広域航空消防応援 (3) 愛知県内広域消防相互応援協定
第3節 支援物資の円滑な 受援供給体制の整備	町	1(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1(2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	県、町	1 防災活動拠点の確保等

### 第1節 広域応援・受援体制の整備

#### 1 町及び知多南部消防組合における措置

##### (1) 応援要請手続きの整備

国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

##### (2) 応援協定の締結等

##### ア 相互応援協定の締結

災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

町は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2、第49条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

町及び知多南部消防組合における措置

(1) 緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に、消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援協定

愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

### 第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

#### 1 町における措置

##### (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内物資拠点（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。この際、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

##### (2) 訓練・検証等

町は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、町、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

### 第4節 防災活動拠点の確保等

#### 1 県及び町における措置

県及び町は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿舍の拠点・資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有について、それぞれ努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するものとする。

なお、本町の活動拠点は、次のとおりとする。

施設名	所在地	面積	付帯施設	電話番号
旧新運動公園用地	豊丘字大脇台 35	3.9ha	仮設トイレ・倉庫	0569-65-0711

## 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

### ■ 基本方針

- 国、県及び町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 防災訓練、教育等の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。
- 実践的な訓練の実施に努め、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	町	1(1) 基礎訓練 1(2) 総合訓練 1(3) 広域応援訓練 1(4) 防災訓練の指導・協力 1(5) 訓練の検証 1(6) 図上訓練等
	町、学校等管理者	2(1) 計画の策定及び周知徹底 2(2) 訓練の実施 2(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識 啓発・広報	町	(1) 防災教育 (2) 防災意識の啓発 (3) 防災に関する知識の普及 (4) 防災関係機関の実施する防災訓練の指導・協力 (5) 企業防災の促進 (6) 家庭内備蓄等の推進 (7) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	町、学校等管理者	1(1) 児童・生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保



	町	2 町職員に対する防災教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施

## 第1節 防災訓練の実施

### 1 町における措置

国、県及び他の市町村等の防災関係機関と、できる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた町民等の協力及び連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

#### (1) 基礎訓練

##### ア 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、河川、溜池、海岸堤防の決壊を未然に防止するための水防工法を習得する訓練及び集中豪雨による出水や高潮による家屋等の浸水を防止するための樋門・門扉の操作を習得する訓練を実施する。

##### (ア) 実施時期

5月～10月（雨季・台風期の前）の最も訓練の効果のある時期

##### (イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域

##### イ 消防訓練

特に初期消火を重点に訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、町・県等が合同して実施する。

##### ウ 避難・救助訓練

避難指示の際に、町民を緊急避難場所等の安全な場所へ避難させるための誘導等について、自主防災組織、町民等と協力して実施する。

なお、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、具体的な災害・被害等を想定し、また、他の訓練と合わせて実施するなどより実践的なものとなるよう努めるものとする。

##### エ 通信訓練

災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

##### オ 非常招集訓練

非常配備体制の万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の円滑な参集について、必要に応じ実施する。

#### (2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき総合的な

訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所

ウ 実施の方法

町、公共的機関等の防災関係機関、町民及び事業所等が一体となり、又は相互に連携して同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、自主防災組織、ボランティア団体、災害協定締結団体等に対しても、可能な限り総合訓練への参加を求める。

(3) 広域応援訓練

町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施するよう努める。

(4) 防災訓練の指導・協力

居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、町民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関又は自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(5) 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(6) 図上訓練等

職員の災害対応能力の向上を図るため、職員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

## 2 町及び学校等管理者における措置

児童・生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童・生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示及び伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、町等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも

相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

## 第2節 防災のための意識啓発・広報

### 町における措置

(1) 防災教育

ア 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、主として防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても機会を得て防災関係法令、町地域防災計画、非常配備の基準、各課において処理すべき防災に関する事務又は業務等の知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

イ 町民に対する防災教育

防災に関する図書の配布等により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、町民の防災に関する認識を高揚する。

(2) 防災意識の啓発

災害発生時等に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

ク 避難生活に関する知識

ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

コ 応急手当方法の紹介、平素から町民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(3) 防災に関する知識の普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるもの

とする。また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(4) 防災関係機関の実施する防災訓練の指導・協力

防災関係機関が防災訓練を実施する場合、必要に応じ指導、協力する。

(5) 企業防災の促進

企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うものとする。

(6) 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

なお、島しょ部等の孤立するおそれがある地域に対しては、7日分以上の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

(7) 過去の災害教訓の伝承

町民が、過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

### 第3節 防災のための教育

#### 1 町及び学校等管理者における措置

学校等での被害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、日頃から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では日頃から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童・生徒等が任務を分担する場合は、児童・生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

児童・生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連させながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体及び女性団体等の研修会・各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童・生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、日頃から児童・生徒及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、町教育委員会、半田警察署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童・生徒の個々の通学路、誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園は、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校における登下校については、生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童・生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童・生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童・生徒等に対して具体的な注意事項を挙げて指導する。

## 2 町における措置

町職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等を、研修会等を通じて教育する。

## 3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

## 第13章 防災に関する調査研究の推進

### ■ 基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、その効率的推進を図るよう努める。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災に関する調査 研究の推進	町	1(1) 危険地域の把握 1(2) 防災アセスメントの実施及び防災マップの整備 1(3) 地籍調査

### 防災に関する調査研究の推進

#### 1 町における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

##### (1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握するよう努める。

##### (2) 防災アセスメントの実施及び防災マップの整備

町は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を図るとともに、危険地域の把握等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、各区単位でのきめ細かな防災マップの作成を積極的に推進する。

##### (3) 地籍調査

町は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

#### 2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

## 第14章 放射性物質災害予防対策・原子力災害予防対策

### ■ 基本方針

- 放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。
- 核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

### ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 放射性物質災害 予防対策	町	(1) 放射線防護資機材等の整備 (2) 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 (3) 原子力災害に対応する医療機関の把握
第2節 原子力災害予防 対策	町	(1) 原子力防災に係る専門家との連携 (2) 避難所等の確保 (3) 可搬型測定機器の取扱の習熟 (4) 健康被害防止に係る整備 (5) 風評被害対策 (6) 町民等への的確な情報伝達体制の整備 (7) 原子力防災に関する県民等に対する知識の普及と啓発 (8) 原子力防災業務関係者に対する研修 (9) 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

### 第1節 放射性物質災害予防対策

#### (1) 放射線防護資機材等の整備

町は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

#### (2) 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

町は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。

#### (3) 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、町は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。

## 第2節 原子力災害予防対策

### (1) 原子力防災に係る専門家との連携

町は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

### (2) 避難所等の確保

町は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。

なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。

さらに、町は、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

### (3) 環境放射線モニタリングの実施等

町は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努める。

### (4) 健康被害防止に係る整備

#### ア 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、町は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

#### イ 放射線防護資機材等の整備

町は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

#### ウ 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

町は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めることとする。

#### エ 町は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、実務主体の調整を図る。

### (5) 風評被害対策

ア 町は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、他の市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時から的確な情報提供等に努めることとする。

イ 町は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。

ウ 町は、町民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、(7)に定める知識の普及と啓発を行う。

### (6) 町民等への的確な情報伝達体制の整備

ア 町は、国、県及び他の市町村と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、町民等に提供すべ



き情報の項目について整理する。

イ 町は、町民の的確な行動等につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備及び(8)に定める研修の充実を図る。

ウ 町は、国、県、他の市町村と連携し、町民等からの問い合わせに対応する県民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について検討する。

エ 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国、県及び他の市町村と連携し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

オ 町は、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

(7) 原子力防災に関する町民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町は、町民等に対し、次の項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

ア 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること

イ 原子力災害とその特殊性に関すること

ウ 町及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること

エ 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

(8) 原子力防災業務関係者に対する研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、町は、防災関係機関と連携して、以下の事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

ア 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること

イ 原子力発電所等の概要に関すること

ウ 原子力災害とその特殊性に関すること

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

オ モニタリング実施方法及び機器に関すること

カ 緊急時に国、県、町等が講じる対策の内容

キ 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

ク その他緊急時対応に関すること

(9) 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

町は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求める。